

世界列強の鑛産資源と鑛業政策 (七)

米國地質學者シー・ケー・レース博士著

近藤 堅 一一 譯

第五章 政治的手段の特殊性

鑛物に關する列強の政治的政策の一般傾向を念頭に置いて最も普遍的に行はれる政治手段の性質及び機能を更らに仔細に検討してみよう。餘りに機微に亘る事は現在の智識程度で此處では取り扱はないが主要なる特色の輪廓だけは明らかにするつもりだ。

輸入税 輸入税は種々な理由で課税されるのであるが、既設の鑛業を保護し以つて之を強固にし且つ新規事業の創立を促し歲入の潤澤を量らんとするのが其の主旨である。精鍊品及び精製商品への課税された輸入税は原料の輸出税、

租税、特許法と共に屢々國內の精鍊及び製造工業の事業計畫に使用されてゐる。

時としては原料の産地に距離が近い處に精鍊及び製造工業があれば收益の保存が持續するが又之とは反對に發展を妨げる要素もある。即ち市場及び地理的考慮、船荷料の如きもので操作を高價にし能率を低下せしめ天然に依る物資の流通路を干渉し制限する傾向がある。

北米合衆國では國內産額の不足なものの低品位なもの且つ産地の位置の悪い鑛物に課せられた税は然らざる物に比して多額になつてゐる。之は消費者が高いコストを負擔するため此の状

勢が維持されてゐるのであり若しも此の保護政策による外國品に對する優先權がなければ到底立ち行かない劣悪品の使用を意味してゐる。

或る程度まで斯かる税は最大にして且つ最廉價の供給能力を有する世界的生産中心地からの自然的な流通に干渉を加へることになる。斯かる干渉が意識的に行はれてゐる一方に實際には税は輸入を制限する爲よりもコストを高める爲に役立つてゐる。品質の條件、品位の均一性、販路の確實性等の項目は或る種の外國産鑛物の使用の永久性を保證して居り特に之には輸入税に比例して國內産の鑛產品の價格を吊上げんとする企てが豫想されてゐるのである。國內の生産業者は消費者の支拂ふ高いコストに依つて利潤を得てゐるが然し他方に於ては需要の増加と共に地質的條件が良好であれば鑛業は眞に白熱的競争状態になる。又は其れ程でないにしても兎に角發展時代の來ることは確かであり之が特に戦時に於ては極度に必須なものとなるのである。

勿論斯かる状態に於いても尙ほ政治的及び商業的に特別税を望まんとする點について論争の餘地は充分にある。北米合衆國の如く探鑛事業が極めて多産な結果を見せて居る場合、屢々樂觀主義からして税金に頼ることの不可能を認めしめんと努めるのは怪しむに足らない。此の範疇に屬すべきものに滿俺があるが幾多の好例を代表してゐる。實際問題として斯かる税金の防禦網としての効果は輸入品に減退を見ずしてコストを吊り上げる爲であり且つ極めて高度に擴張する自然的條件に對して抗争する少數の國內器關を保護して維持せんが爲に外ならない。此の努力は率ゐて總ての地質的及び工業的の可能性を吟味し保留資源地に就いての知識を増加せると共に他方に於ては少數の利用し得る資源を枯渇さしてしまふが然し國家非常の際に於いてコストの問題を顧みて居られぬ時になると斯種のものは極めて重要性を増してくる。法令に依つて天然に創造されぬ状態を生み出すとす

ることは高價につき結局に於いて無駄な努力に終はるものである。北米合衆國は逐年鑛物の國內需要量が増大するため將來に於ては國外資源に期待する割合を必然的に増加させねばならぬであらう。特に銅と石油に就いて其の感があるが尙ほ既に實現を見てゐる國內製造業者の自衛策設定の呼び聲は今後益々主張されんとする状況にある。

北米合衆國に於ける斯かる情況は爾餘の列國にも大體に於いて當嵌まる、世界大戰の終結以來工業の國家的單位を多數創造せんとして鑛物の輸入税は數倍に増大をしてゐる。特に歐羅巴に於いては戰前に既に設立計畫中であるか又は實際に機能を振つてゐた國際的な鑛業の大單位に對し課税及び其の他の政治的手段に依つて之を解體せんとする露骨な企てが行はれてゐた關係からこの感が深い。其の結果は鑛物の自由な流通を妨げて歐洲の競争的地位を害してゐるが其の徴候は國際聯盟、經濟會議、國際商業會議

所其他の種々な會商の提言に窺はれるが極端な課税による解體は既に止まり反動の時期に入つてゐる。優先課税は群團保護及び平等政策への一步と見るべきもので大英帝國が好例を示してゐる。

鑛物の輸入税は其れが差別的又は優先的でない場合でさへ實際上の効果に於いて或る國々に對しては先天的に差別的である。これは供給資源が極めて尠いといふ事からどうしても生れてくる。資源地が何處であるにせよ、滿俺鑛への課税は僅かに五つの國の滿俺鑛への課税に歸してしまふ。經濟的機會及び政治的軋轢の不平等性も實に免れない結果である。

輸出税 最も著しい例としてはチリー産の硝石に課せられたものでチリーの歳入の大部分を之を以つて充たしてゐた。其の他の例を舉げれば、ペルー産のヴァナジウムと銅鑛、埃太利の菱苦土鑛、マダカスカル島の石墨、西班牙の鉛銅、其他の諸鑛物、ブラジルの滿俺鑛、南阿の

金剛石、英領ギアナのポーキサイト鑛、支那の鑛物に課せられるものである。

マレー半島の錫に課した英國の優先輸出課税は原鑛石を英國の精煉所に於いて處理する事を規定してゐる。加奈太産の石綿についても同様な政策をとつてゐる、歳入補填の目的でなされた鑛物の輸出課税は北米合衆國以外では廣く行はれてゐるが此の種の税は合衆國では違法となつてゐる。輸出税を賦課する趣旨は多種多様な理由からであり、歳入、資源保存、輸出制限、市場及び價格の統制、精煉及び製造工業の促進等が主なるものである。

輸出税は專賣統制下にある鑛物に關係してゐる場合か其の他の相拮抗する資源に對して環境及びコストが著しい利益を保證する場合には買主の手に支へられてゐる。他國と競争して鑛物が輸出される場合は價格を吊り上げることが不可能であり負擔は生産者に罹つてくる。

蒐集された金額は事業の改良に一部又は全部

が使用される。國際的に關心ある唯一の輸出税は消費者に向つて價格を吊上げる種類のものである。斯かる税は従つて交換的な資源への探索を刺戟して消費國に憤怒と抗議を生ずることになる。然し廣い見地で考へれば鑛物の國際的の流動は輸出税に依つてのみ僅に變化を受けるにすぎない。之が輸出を減退させるやうになれば鑛物の流動量を維持するやうに改められるやうである。

獎勵金と輸出禁止 斯かる手段は普通の状態では、到底、發展の缺陷や量、分布、精煉費等の不利な要目のために競争できない鑛物の國內に於ける生産及び精煉を促進する場合にとる常套的のものである。到る處で此の政策で自國內の生産を援助してゐるが例へばピットマン條令による北米合衆國の銀の如きは適例である。然し此の種の手段による發展が恒久的な生産的地位を世界的に確保してゐる様な場合には箇様な顯著な例は見受けられない。

世界大戰の際に北米合衆國は殆ど全部の鑛物の輸入を制限し鐵鑛、粘土及び岩鹽等は輸入を嚴禁した。輸出に就いても同様な統制が行はれ之と類似な輸出入に關する制限は總ての交戰國の間に一般的に行はれた。戰時を經過してからも或る國々及び或る鑛物群に就ては此の制限が依然として巾を利かしてゐたが現在は國際間の主要な鑛物の流通路を妨げる何等の干涉も行はれてゐない。

鑛業稅 鑛物の課稅問題を一覽すれば極めて混沌として變轉常なき情況にあることが判かるが之が自ら各國民の間に國家經濟に於ける鑛物の價値及び鑛床なるものが消耗財であることに對する覺醒を促してゐる。

世界の到る處で鑛物に對する課稅は他の諸物資に較べて遙に重稅を以てしてゐるが之は鑛物が國民の相續財であり且つ絶對に再生できぬものといふ基礎から出てゐる。單に他の物資と比較して高率であり高價であるのみならず、多

種多様な特別稅、讓渡稅、手数料金を受けてゐる。

北米合衆國に於ける此の例はルイジアナ及びテキサス二州に於ける硫黃と石油の事業稅と分離稅、ミネソタ州に於ける鐵鑛の事業稅及び鑛區稅、アーカンサス州産の鑛物の分離稅、モンタナ州の石炭及石油に對する稅、ペンシルバニア州の無煙炭に對する稅等である。

是の如き政策は年中間斷なく立法部で生れてゐるのであつて鑛業經營者は加重される稅の爲に絶えざる危惧の下に置かれてゐる。現代では鑛山經營者なるものは技術的能力と共に政治的能力を用意して居らねばならぬことは常套的となつてゐる。鑛業讓渡地の設定や鑛區の商業的評價に就いても同様に此の二つの條件が表はれてゐる。

斯かる手段を採用せんとする目的は特別な公益について多く論ぜられんが爲である。手段そのものは動機を云々してゐないにしても。

一九二八年に於けるミネソタ課税委員會の報告は立法の主旨を述べて曰く鐵鑛は天然の所産であるが國民の自然的相續財なりとしてゐる。

所謂『相續財と消耗價格』なる學説は鐵鑛と其の他の鑛石の鑛區とを評價する上に於て差等を付すべき立法上の決定を與へるのに重要な役割を演ずることを附言してゐる。我が聯邦の所得税は全然之とは別途に消耗財の觀念を扱つてゐることは充分に注目すべきものがある。鑛物は消耗財なるが故に、收益の大部分は資本として放資さるべきもので課税の對稱として見らるべきものではない。一九一三年三月一日に於いて資本の價値は確立し之に踵ぐ發見に依つて政府の満足する域にまで進展した。此の法律に従へば鑛區の所有權を有する者は著名にして有望な鑛産資源地を蔽ふに足る大資本價値を設立することを誘はれるが、之は一地方及び州の徵税の目的の爲なるが故に斯かる價値を受け容れることは税の負擔を打破する基となる。大英帝國

に於いては鑛物に課する收益税は消耗財の原理を認めてゐない。

現今に於いて我が北米に於ける或る種の鑛物に對する税額は益々増大する結果として國內及び海外へ他の供給を索める氣運を急速に促してゐるが然し此等の他の供給資源に對する需要が擴大するまでには此等も亦同じ課税の重壓を負はねばならない(萬一かゝる機會が到來したにしても)。

政府の鑛業に於ける協力

國內及び海外資源を問はず一般に採鑛、開發、生産及び鑛産物の販賣等に於いて政府が直接に商業的協力を與へる様な場合が益々世界的の傾向として擴大しつつある。

『經濟的侵入』なる話は屢々帝國主義的目標と密接に關聯した意味である。多くの場合に於いて商業的及び政治的利權を明かに區別する事は不可能である。二三の例を挙げれば英國政府の英波石油會社、土耳其石油會社、英領南阿會

社、國際ニツケル會社（會社創立當時の株式所有權は英米ニツケル會社にありしが其後モンドニツケル會社の手に歸し次いで國際ニツケルとなる）等の諸會社への後援、日本政府の滿洲に於ける石炭及び鐵鑛業への工作、露國政府のあらゆる鑛業への活躍、アルゼンチン政府の石油鑛の採鑛及び生産への協力、獨逸政府の加里鑛業の統制と石炭業シンデゲートの保存等數へれば其の他何れも然らざるはなき有様である。

佛蘭西の鑛業法は特色のあるもので政府と共に國民の各個人も鑛業權讓受人として或る比率の許可を得れば、鑛山業に於ける企業收益を擧げるべき強制的に協力を求められてゐる。土耳其にも之と類似的の法制がある。一般民衆よりの金融上に於ける後援は鑛業發展に於いて効果ある手段となりつゝあり、個人の資本を喜ばぬ到る處で歓迎されてゐる。之は一つには海外の資源地との競争をより強固にする爲でもあるが、又一方には外國系資本を排除する手段ともなつ

てゐる。自國內に於ける利潤の大部を獨占せんとする結果として今や多大の政治的關心が内國産鑛物の製煉、採掘、製造工業方面に集中しつゝある。世界の到る處で政府は自ら金融上の援助を與へ經營に任じ、財團の糾合を計り、特に輸送賃金、關稅、獎勵金等の制度を設けて自國內の製煉及び製造工業の強化を企てゐる。

此の範疇に屬すべきものに加奈太及び屬領政府がサドベリーの鐵鑛産地域のトレールに於いて又 Rouyn 地方に於いて製煉所の設立を獎勵しつゝある活動の如きものがある。

世界各地の政府は鑛業地への鐵道敷設に活躍して居り此の種の鐵道群の統制をなし又は國內の鑛産額を助長すべき特別に高率な讓渡地を附與して鐵道の發達を促してゐる。加奈太は此の種の幾多の實例を提供してゐるが例へば新發見の鑛産地、マニトバ地方及びコバルト・ポーキユバイン等のオンタリオ地方の各地のケベック地方の Rouyn へ鐵道敷設の行はれたことなど

である。實際に過去三十ヶ年間に於いて地方又は州政府が眞劍に何等かの形で其の輸送問題に頭を悩まさぬやうな鑛産地の新発見はないといつてよい。

政治的統制

聯合、カルテル、協會、シンヂケートの

既述の如く鑛物の生産、價格、販賣の統制を目的として個々の鑛山業の單位が合流して一個乃至少數の種類の聯合として合體することは軌近に於ける鑛業の著しい特徴である。一國家又は州の政府は法制を之に適すべく編制し若くは改訂を施してまでも此の組織の建設に多大の後援を與へて居り時としては鑛山業をして飽くまで此の結合に従ふべく強制してゐる。箇様な政治的激勵の例としては智利政府の硝石鑛業結成への活躍、北米合衆國政府の海外に於ける集中販賣の手段として發布されたウエツプ條令、合衆國の石油資源保存局がシャーマン條令に對して合理化法を適用しての活躍、加里鑛の生産及

び販賣の統制を目的としての獨佛政府の聯合等を擧げることができる。

然るに他方に於いては合衆國の常套的政策は從來より斯かる結合に對して反對の態度をとつて居り、それは、シャーマン條令、ウイルソン關稅法令及び其の改正法令、パナマ運河法、クレートン條令、聯邦通商委員會法令等によく窺はれるが孰れも結合の設立を防止せんとする趣旨に外ならない。

北米合衆國に於ける鑛物統制の統一は今や確實に立法的活動の故に手控えられて一向に進展をしてゐない。

此の視野に於いての廣い世界的傾向を見るに其の情勢は環境の物理的要求と離れられぬ密接な關係に基いてゐるのであり北米合衆國も此等の結合運動をして鑛業の單位式統制の方向に如何にして指導していくべきかといふ政治的問題を改めて検討して對策を決定せねばならぬ事は明かである。

英國の政策も亦た專賣制度や結成を禁壓してきてゐて専ら消費者と中小の商工業者の利益を保護するために自由競争主義を固執してゐるが近年になると鑛山事業の協定に向つて稍好意的に傾いてきたことは注目すべきものがある。

鑛産資源の國營化 既に述べた裡で殆ど總ての資源は孰れも政府の密接な統制下にある意味で國營化された鑛産資源であるが尙之に加へて鑛業の所有權及び經營が直接に政府の手にある意味での狭い意味の多數の國營化された資源がある。世界列國の多くは一般に鑛物なるものは政府の財産であり唯或る法規制限の下に且つ政府に使用料と鑛區税を納付する場合に限り民間の資本に對して開放をし且つ經營を認可するものなることを現に公告してゐる。北米合衆國に於いてすら今や讓渡地條令を設けて（殘部の民領土に對する）石炭、石油、天然瓦斯、其の他の鑛物に對して之を施行してゐる。

多くの諸國は此の状態を持續して居て民間の

個人所有の土地に産する未發見鑛物の所有權は國家に屬すべきことを要求してゐる。ラテンアメリカ諸國に於ては地表に産する鑛物と地中に埋没する鑛物を區別しないのが普通であり、前者は地主に後者は政府に屬すべきものと定められてゐる。或る場合には地表上に明かに識別される、鑛物を産する土地の所有主でも地中に發見の可能性を豫想される埋没鑛物に對して何等の優越な權利を保證されてゐないのである。最後に極端な例としては露西亞に於けるが如く政府に悉く民間の所有鑛區は剝奪されて完全な州の統制下に經營される場合がある。

一般に此等の手段は地中に於ける或る種の鑛物にのみ適用されるのであるが稀には總ての鑛物に適用されることがある。現在に於ける國營化への世界的傾向は之を過去の歴史を回顧してみるに今に始まつた新しいことではなく唯それを新しい觀點から眺めたに過ぎないものである。鑛物を需要することの極めて少量な時代に

於いては貴金屬、寶石類の所有權を保持すること
が主權者としての金科玉條であり、降つて近
代になると鐵、銅、其の他の鑛物が軍備に缺く
べからざるものとなつた。これは歐羅巴の諸國
を通じて同様であるが其の後に於いては漸次に
主權者の手から離れて此の統制は或る國では貴
族社會に分散したり又は借地とか讓渡地に開放
されてしまつてゐる。

唯僅かに英國のみは此の推移の途中に純然た
る個人の所有を認めた時代を経過してゐるが此
の原則は後世になつて益々優勢となり英語を話
す總ての國の鑛産資源の配置をまでも支配する
に至つた。鑛物が國の支配から分離した最も主
要な大變化は産業革命時代を通じて進行しつゝ、
あつたが當時大抵の諸國殊に歐羅巴では尙ほ初
期の統制時代を未だに一步も踏み出してゐなかつた。

國際的手段

門戸閉鎖——此の標題の下に扱ふのは自國內

世界列強の鑛産資源と鐵業政策

の鑛山業に外國資本の侵入することを防止する
目的で計畫された廣い範圍の對策を悉く述べる
ことにする。此の防衛政策の或るものは完成さ
れ或るものは未完成であり、また直接的にも關
接的のものもある。

或る種の政策は唯數種の鑛物にのみ適用され
るが其の他二三の外國を目標とするもの、外國
の專賣制の市場販賣に於ける活動を制限する爲
に計畫されたもの等がある。

實際、國が多數あるやうに此の外國資本の排
除策にも幾多の方法がある。更らに其の手段の
變轉常なき急速な變化をみせて居ることは解釋
及び實施の様式に表れてゐて世界各地の『門戸
閉鎖』の狀況を記録し始めることは現今の機關
を以てしては何人も不可能である。概略的に見
れば凡そ世界で鑛物を産する國ならば海外より
の資本の侵入に對して多少の防衛的制限を行つ
てゐないところはないといつても差支ない。北
米合衆國と加奈太は其の一極端に位してゐるが

其の制限策は極めて限られたものである。他端には佛蘭西、露西亞、日本等があるが此等の諸國での外國資本の活動は鑛産資源地に於いて除外されてゐて政府と特別な協定の下に置かれてゐる。直接的な排除策に就ては既に第四章で述べたが間接的方法が却つて望ましい結果を成就させるに効果的なことが多い。

例へば數種の國々殊に西班牙及び日本は外國の參加に對して防衛の用意があり或る種の政府官吏に依り認められてゐるが斯かる承認は之を保證することは難しい。

また國に依つては外國の參加を認める法律を用意してゐるところもあるが事實上の參加は鑛業出願者を焦慮し疲れさす計畫としての遷延政策に依つて効果的に防止してゐる。

斯かる状態の下に於いて外國系資本に依る採鑛開發事業は益々外的に壓力が強く政府と特別の協定を結ぶ強大な特殊會社の掌中に握られつゝあるか又は政治的に此等の權利を充分に確保

し得る強國の國民に限られてしまふのである。世界に於ける鑛業開發國としては北米合衆國と大英帝國とが双壁であり兩國ともに政治的に經濟的に強大である。従つて世界に跨る門戸閉鎖の障壁が過去より現在まで屢々この二國民の手に依つて克服されて優位を占める事に成功したのは何等怪しむに足らない。

我が北米の強力な石油會社は自ら成功を得たのみならず米政府側の要請に依り我が租借條令に於ける交換的條令として或る國にては強力な援助を受けてゐる。

門戸開放及び閉鎖問題は一九二〇年英佛政府間に提携されたサン・レモ協約に遺憾なく暴露されてゐるが該條約はルーマニア、舊露西亞、小亞細亞、メソポタミア、佛領北部アフリカ、英領アフリカ殖民地に於ける石油利權に關するものである。

この結果此二群の屬領に於ける利權と讓渡地コンセッションを調和せしめ、嘗て獨領なりし讓渡地に於いて

新に讓渡地及び利權について等量の分割を當てがはれるに至り兩政府の協力は露西亞に於ける配分について自國民に有利なるべく協調した。斯くして此のサン・レモ條約は率ゐて北米合衆國を主とする其の他の列國政府の之に對して抗議をなすに至る動機となつた。其の直接な結果の顯れとしてメソポタミアの石油利權に於いて米國の石油會社は、事業經營の25%の割當て參與權を確保し、佛國に對しても同じバーセンテージで認容させることで覺がついた。

斯くして成立した石油會社が永久に英國の支配權の下にあるべきことも議定されてゐる。メソポタミア油田の秩序ある採鑛及び開發は（今やイラック石油會社なる從屬會社に依り行はれてゐるが）、イラックを含む全關係諸國の相互利益のため夫々列強を背景として國際的に鑛産資源を協力して開發することの著しい實例である。

今や營利會社の獨立獨歩のみでは必要な讓渡

地を確保する事が益々困難となりつつあるが故に政府は従前よりも鑛業發展のための特別な努力を企てるに至つた。

門戸も亦政府に依り閉鎖される關係上、何處に鑛業發展の餘地を求めに行くべきか、また如何なる代理機關に依るべきかの問題は實際上大なる國際的政治問題であり、將來は益々其の傾向が濃厚になるであらう。

最早や一個人の採鑛者が小資本を以つて世界各地の鑛産地を自由に歩き廻つて鑛物を發見する時代は實に過去の夢となつたのである。

讓渡地(コンセッション)——門戸開放問題と密接な關係にあるものは外國のコンセッションの問題である。これまで未だ何等の理解もなく研究を閉却されてゐた多くの材料がある。採鑛と開發を目的とするコンセッションは極めて多種多様の形式をとり得るもので其の規模は小は個人の要求を充たす程度のものから大は國家の廣きに及ぶコンセッションに至るまでを包含して

ゐる。之は國家の異なるに依りて、また鑛物の種類や時代の差違に依つても著しく違つてゐる。個人經營の商業的利權と國家との間に結ばれる多數の特種契約をも含んでゐる。租借地と讓渡地は政府に歲入と鑛業上の統制權を與へるために役立つてゐる。

強力な外國資本が弱小國に容れられる場合には屢々之れが政治的紛争問題の源となるのであるが少くとも近年に於ては新しいコンセツションは殆ど皆次の如き規定を設けてゐる。即ち讓受人は唯局地の法庭に訴へるだけで本國政府にまでは訴へる權利を與へてゐない。

初期の採鑛時代の間は而して特に石油の場合に於ては新しい地域への精密な採鑛に缺くべからざる經費を捻出し且つ之を是認するために廣大な面積を蔽ふコンセツションの必要と經濟的妥當性があるやうに思はれる。

斯かるコンセツションが或る一定期間、例へば三年乃至五年以内に所有者は舊採鑛地域を移

いバーセンテージで保持すべしとの盟約に依つて安全を保護される處では其の結果は例外なしに發展となる。此の様に割引率の權らない廣域を占める除外例式のコンセツションは經濟的に見れば極めて不健全なものである。

後援背景のあるコンセツションも其の初期には大抵は極めて長い期間、廣大な面積のために國家防備も不充分なので輪廓も雜駁で存在も曖昧模糊としてゐる。

餘りにも論争すべき判然としない部分が可成りある。

トルコに於けるチエスタール・コンセツション、メソポタミアに於けるトルコ石油コンセツション、墨西哥油田のコンセツション等を發達させる途上の幾多の障礙の歴史は多數のコンセツションのうちで最も代表的なものである。世界大戰以後の列強は確固たる決意を以つて此等コンセツションの改訂を行ひ特に期間と面積とに於いて更に嚴密に定義を下し従前まで不覺にも開

題にしなかつた國權の恢復を或る程度まで行つてゐる。

此の努力は或る場合には讓受人の側から絶對の支持を受けてゐるが之はコンセンションが永久に確實性を附與されるならば其の契約も巧く纏まるからである。

コロンビアの政府では石油コンセンションの改訂に關する諮問機關として外國技術者の委員を任用してゐて此の委員は將來のコンセンションに就いて實行性あり且つ良好と認められる原理に基いて貴重なる進言を實行してゐる。

其れには名案もあるがまた拙策もあり、鑛山業を職とする者は國際間の福祉と平和増進のため惡策を撲滅する事を援助すべき幾多の機會があるわけである。

條約、會議、協定——鑛業に於ける契約利權は極めて多數の條約に據るもので特に指定的であるか又は一般的條文に一括された臆斷的のものであるか孰れかであり例へば現在殆ど世

界全國に強制されてゐる雙務商議の如きものである。此等の條款は契約當事國の何れもが互に自國民に許されてゐる全權利を延長して相手國側に及ぼし局地の法制と制限に服せしめんとする主旨を規定したものである。然し實際には此等の條文は餘り價値あるものでない事は殆ど總ての國を通じて國內の法制に遺憾なく反映されてゐて該法律は天然資源の發展を望む外國人に對し極度に制限的か又は全然排他的の態度をとつてゐる。

特に鑛業權を記述した條約は此處に記録するには餘りに多種であり、數は少いが中には嚴禁的のもあり又總ての鑛業權を認容するもあり、或る種の鑛物に限つて制限を施すものもある。

例へば委任統治地域に關する慣例を述べれば適當と思ふ——即ち鑛業のコンセンションは大抵の國の國民に認可されるのでありまた我が北米合衆國も近來の商議では各契約當事國の國民には或る種の鑛物の採掘を許可してゐる。

主要列強の調印に依りスピッツベルゲンに於ける鑛山採掘の統制條件を建議した多邊的の會商は普通に見られる協定とは趣きを異にしたものであり、英佛二國の間に結ばれた有名なサン・レモ協定は之とは別個の除外例に屬する文書の型式を代表してゐる。鑛物の國際間に於ける流通量及び鑛物製品の量は或る程度まで國際的會商に據り制限し統制され一般的か或は慣習的調整に俟つものである。

生産及び販賣に關する協定を列舉すれば例へば加里鑛に就いての獨佛政府間の統制、水銀に關する西班牙―伊太利間の統制、優先關稅を通じての錫鑛精煉に關する英蘭兩政府間の統制、大冶鐵鑛業に關する日支兩政府の協定などである。勿論これ以外にも尙ほ多數あるがトレード・ジャーナル及び新聞紙は多くの協商と交渉が歐羅巴の各國に行はれてゐることを報じてゐる。其の情勢が極めて變轉常ならざる爲に材料の蒐集が出来てゐないが此の種の政策が増加しつつ

ある事だけは明瞭である。北米合衆國は未だ此の種の國際的協商を考慮してゐないが到る處で門戸開放とコンセンションの問題に牴觸を起してゐる。

國際的手段といふ本標題に含めて世界經濟會議と國際聯盟の勸告の二三に就いても述べたいが之は第八章に譲ることにする。

政治的手段の範圍と其の效果

現在に於ける政治規定の情勢は明かに鑛業の商業的傾向に政治的後援を背後から送る傾向となつたが鑛業は然るに天然に於ける原料物資の分布に依つて主要なる輪廓を決定されてしまふ。近年に至つて特殊政策が倍加したことは鑛産資源の經營と統制が商業的問題であると共にまた政治問題ともなつて行く其の限度を大體に於いて示してゐる。兩方が接近してゐるのは從來は主として一國に關する問題で國際的手段は尙ほ増加しつつある。

國策としては或る國では物質的利益を確保し

てゐるが策が討議され練られる程益々實際問題として、は鑛物の流通量と商業的傾向は幾分は變化はあるにしても本質的には異らないといふこととなる。次に判かりきつたことだが或る國策が賢明に思考されたもので且つ一地方の支持を得てゐるに反し他の多數は何等世界の狀況を考慮せずに唯自己充足、經濟的機會均等、自己決定等のための一國としての希望か野心に過ぎないこともある。

此等の政策の或るものは既に經驗上非經濟的で無益なものと判定されてゐるが其の他も近き將來に於て恐らく同様な結果になるであらう。從來のやうに立法者及び官吏が一部の偏頗にして混亂せる消息のみを採用してゐる頭腦では自國のために最も有利にせんとする讚美すべき野望に於いて過誤に陥つてゐるのが當然である。

彼等は一方では特殊な局所的消息と壓力を手にしてゐるが、他方に於ては唯曖昧にして屢々撞着(矛盾)を起すやうな報告しか手に入らな

い。

現在は實に急速に判然としてくる世界の鑛物情勢の見透しを利用することに據り有効な政治的成就を講ずべき絶好の機會である。國際的手段は主に門戸開放とコンセッションの問題を取扱ひ生産と販賣を扱ふものは未だに少い。

而かも孰れも萬國に普遍なものはなく大抵は少數國に限られてゐる。或るものは鑛物の自然に於ける分布に準據して商業的傾向を援助し決定せんと企てるものがあると同時に他方では之を變革せんとするものがある。

然し其の結果は一つとして恒久的なものとなるやうな根本的變革になつてゐない。國家の接近するに伴ひ過誤が行はれ商業的動向に追從して政治的調節の修正が行はれるのである。

(未完)

新著紹介

○藤原宮址傳説地高殿の調査 日本古文化研究所發行